

平成 16 年 7 月 13 日  
16 新都ま第 3 1 3 号

神楽坂地区 関係各位

新宿区長 中山 弘 子

神楽坂地区の整備に関するご要望について（回答）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

関係各位におかれましては、神楽坂まつりの準備等にご多忙のことと存じます。

さて、新宿区は現在、少子高齢社会への対応と並んで「安全で安心なまちづくり」を施策の最重点課題としており、平成 14 年度に東京都が実施した地域危険度調査の結果については、区としても重く受け止めているところです。

去る 5 月 25 日付けで、皆様からいただいたご要望の中の本多横丁については、早速地区の現状を視察させていただきましたので、関係部局や東京電力を始めとする関係企業との調整を図り、対応していきたいと考えております。

次に、同じく防災面での課題を抱える仲通りや周辺の料亭街・路地について答えさせていただきます。

区は、これまで神楽坂地区に街なみ環境整備事業を導入し、ハード面での整備を進めてまいりました。

さらに今年度からは、文化・観光施策の推進を区の重要施策として位置づけ、様々な取り組みを区内各地で開始したところであり、石畳の路地等の貴重な地域資源を抱える神楽坂地区についても、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

現在、こうした観光資源の保全と地域の防災性の向上という課題に対応するため、関係各課で都市計画法や建築基準法等法制度上の論点を整理する作業を行っているところです。今後は地区計画の策定などを視野に入れながら、地元の皆様とともに、神楽坂にもっともふさわしい整備のあり方を検討していきたいと考えております。

神楽坂地区では、これまで「神楽坂まちづくり憲章」や「街なみ環境整備方針」の策定、神楽坂通り一～五丁目の道路の美装化・無電柱化など、地元の皆様と区及び関係企業との協働によるまちづくりを進めてまいりました。

こうした成果を踏まえながら、今後も皆様とともに「伝統と現代が触れ合う粋なまち神楽坂」を目指したまちづくりを積極的に進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 神楽坂まちづくり憲章

わたしたち神楽坂地区の住民は、  
神楽坂の魅力と伝統を生かしつつ、  
住みつづけることができるように、  
「伝統と現代がふれあう粋なまち—神楽坂—」

をまちづくりの目標とし、

- ・商業と住宅の共存したまちづくり。
- ・伝統的情緒に彩られたまちづくり。
- ・楽しく散策できるまちづくり。

を基本計画としてまち作りを進めていきます。

この基本計画に立ち、ここに  
「神楽坂地区まちづくり憲章」を宣言します。

## 神楽坂まちづくり憲章

- 1 坂と石畳のみちを中心に、歩く人にやさしいまちをつくります。
- 2 神楽坂の歴史や伝統を背景に、文化のかおり高いまちをつくります。
- 3 安心して買物のできる、うるおいのある商店街のまちをつくります。
- 4 住むひとが暮らしやすい、やわらかなまちをつくります。
- 5 まちづくり協定をさだめ、未来の神楽坂をつくります。

# 神楽坂通り沿道・1～5丁目地区まちづくり協定（全文）

## （目的）

第1条 この協定は、第5条に定める区域内において神楽坂通り沿道の建物等の整備に関する事項、その他の事項を協定し、住環境・沿道環境の向上を図ることを目的とする。

## （名称）

第2条 この協定は、「神楽坂通り沿道・1～5丁目地区まちづくり協定」（以下「協定」という。）と称する。

## （協定の締結）

第3条 この協定は第5条に定める区域内の土地所有者及び借地権者（以下「所有者等」という）の同意により締結する。（以下協定を締結したものを「協定者」という）。

## （協定の変更・廃止）

第4条 この協定に係わる協定区域、建物等の整備に関する事項、その他の事項を変更するときは、所有者等の2/3以上の合意によらなければならない。

2 この協定を廃止しようとするときは、所有者等の過半数の合意によらなければならない。

## （協定区域）

第5条 協定の区域は、別図\*1に示す区域とする。

## （建築物等の整備に関する事項）

第6条 協定の区域内において新築、増改築、改修等を行なう場合は、以下に定める内容で整備を行なうこととする。

① 建物の壁面は、極力、道路(神楽坂通り)境界線に沿ってそろえるものとする。この場合、建築計画の必要性から上部階にバルコニー等を設ける場合は、バルコニー等の面を壁面とする。

但し、1m程度を上限に、後退することも可能とし、この場合には後退した部分について③の店先空間と同様の整備を行うものとする。

② 建物の地階を除く階数は、6階までとする。但し通りの反対側から見えないように、7階以上の部分を後退したものはこの限りではない。

③ 接道部や店の入り口周りに店先空間を設け、神楽坂通りの舗装とあわせた整備を行うものとし、店先空間の面積は、建物の間口の長さ×50cm以上を標準とする。

④ 建物のファサード（外観）、際の空間、緑化、看板・設備等については、別に定める配慮事項（別添\*2）を参考に、粋な工夫に努めるものとする。

## （建築物等の新築・増改築に関する事前調整）

第7条 協定の区域内において新築、増改築、改修等を行なう場合は、できる限り早期に計画の内容を協定運営委員会及び周辺の関係者に説明を行なうこととする。

2 協定運営委員会は、事前調整の上、関係機関と協議し街並みの向上に努めるものとする。

3 協定運営委員会は、必要に応じて公共団体等関係団体・機関及び学識経験者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができることとする。

## （建築物等の維持管理に関する事項）

第8条 協定に沿って整備された建物等にあつては、第6条に規定する整備内容が保持されるよう維持管理に努めることとする。

## （地区施設の維持管理に関する事項）

第9条 新宿区が街なみ環境整備方針にもついで整備した地区施設等については、別の管理協定等により協定者が維持管理を行なうこととされた場合、当該協定者は適正な維持管理に努めるものとする。

## （委員会）

第10条 協定の運営に関する事項を処理するために、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

第11条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名

2 委員長は、委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

3 副委員長は、委員長に事故のあるときこれを代理する。

4 委員の人数、役員の選出等、委員会の運営の詳細、及び第7条の事前調整の詳細に関する事項については、別途細則を設けて定めるものとする。

## （有効期間）

第12条 協定の有効期間は10年間とし、第4条に定める協定の廃止の合意がなされない限り、以降毎年継続していくものとする。

2 土地の所有者等が所有権又は地上権若しくは賃借権の変更を行う時は、本協定の内容が新しい権利者に継承することを周知させるものとする。

## （協定の詳細及び規定外の事項）

第13条 この協定で定められた内容に関する詳細事項や規定されていないものについては委員会において合議の上で進めていく。

## （同意書）

第14条 この協定について、協定者の同意の証として別紙同意書に署名捺印し、原本を委員長が保有し、その写しを協定者各自が保有するものとする。

(\*1 : ⇒1 ページの図・1 をご覧ください)

(\*2 : ⇒詳細は新宿区地域整備第一課まで一お問い合わせ先は3 ページに)



神楽坂地区まちづくりの歩み

昭和63年10月	新宿区が「新宿区都市整備方針」を策定 神楽坂・飯田橋地区をまちづくり推進地区に指定する
平成2年4月	神楽坂・飯田橋地区の現況調査を実施
12月	まちづくりニュース第1号を発行 現況調査の中間報告について
平成3年3月	まちづくりニュース第2号を発行 現況調査の報告について
	以上、都市整備部管理課が主体で活動
平成3年7月	新宿区のまちづくり推進計画(案)をもとに神楽坂地区のまちづくりの会が発足
10月	まちづくりニュース第3号を発行 まちづくりの会の報告について
11月	横浜元町(元町モール)の見学会を実施
12月	神楽坂地区ミニシンポジウムを実施
平成4年1月	まちづくりニュース第4号を発行 まちづくりの会の活動について
3月	まちづくりニュース第5号を発行 まちづくり推進計画(案)について
6月	まちづくり推進計画を策定
平成5年7月	川越・一番街の見学会を実施
平成6年2月	まちづくりニュース第6号を発行 まちづくりの実現にむけて 神楽坂アイデアコンペを実施
3月	神楽坂まちづくりフォーラムを開催 「神楽坂楽楽散歩」を発行
10月	神楽坂のまち歩き会を実施
11月	神楽坂vまちづくり憲章を策定し、新宿区長に報告する。
平成7年3月	まちづくりニュース第7号を発行
5月	パソコン通信・ニフティサーブ都市計画フォーラム合同で「神楽坂まちづくり」フォーラムを開催
9月	まちづくりニュース特別号を発行 街なみ環境整備事業の導入について
10月	第1回 神楽坂で伝統芸能を楽しむ会を開催 鶴賀伊勢大夫「新内の咄と新内」第1回 神楽坂街なみスケッチ会を共催 主宰：アユミギャラリー・牛込倶楽部
11月	「わがまち神楽坂」発行
平成8年3月	平塚駅前商店街の見学会を実施
4月	第2回神楽坂街なみスケッチ会を共催
5月	神楽坂街なみスケッチ展を開催
10月	大胡町(牛込氏の故郷)見学会を実施 第2回神楽坂で伝統芸能を楽しむ会を開催 太神楽と落語の会 第3回神楽坂街なみスケッチ会を共催 主宰：東京を描く市民の会・アユミギャラリー
平成9年6月	粋なまち神楽坂から・まちづくりキーワード集を発行
平成9年	マーサ跡地マンション紛争
平成10年	街なみ環境整備事業の実施が決定
平成11年7月	まちに飛び出した美術館を共催 第1回坂にお絵かき
平成12年	26階マンション対策協議会
平成12年10月	第1回まち飛びフェスタ開催
平成13年10月	第2回まち飛びフェスタ開催
平成14年4月	神楽坂マップ展・マップフォーラム開催